

川本町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 川本町

事 業 名 : 川本町簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 8 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	S33年 2月25日	計画給水人口	3,350 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適	現在給水人口	3,057 人
		有収水量密度	0.187 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	9	管 路 延 長 導水管 4.4 送水管 6.1 配水管 92.7 千m
	配水池設置数	16	
施 設 能 力	4,858 m ³ /日	施 設 利 用 率	100 %

③ 料金

料金体系の 概要・考え方	使用区分別に基本水量および基本料金を設定し、基本水量を超過した場合は超過水量に対する超過料金分を加算。			
	区 分	基 本		超過水量1m ³ 当たり料金
		水 量	料 金	
	家事用	8m ³	1,540円	220円
	営業用	15m ³	3,630円	231円
	官公署団体用	15m ³	3,630円	231円
	臨時用	10m ³	4,950円	495円
				(消費税相当額を含む)
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	H13年 4月 1日			

④ 組織

★地域整備課	管理整備係 上下水道係(2名)……係長1名(40代)、主任主事1名(30代)
--------	---

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成9年度に、川本町上水道事業から川本簡易水道事業へ転換した。また、平成16年度の機構改革による組織統合でこれまで直営で実施していた工事及び施設維持管理業務等を民間委託とすることで職員数を削減し人件費の抑制を行ってきた。平成22年度に3簡易水道事業と4飲料水供給施設を統合し、川本町簡易水道事業となる。

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

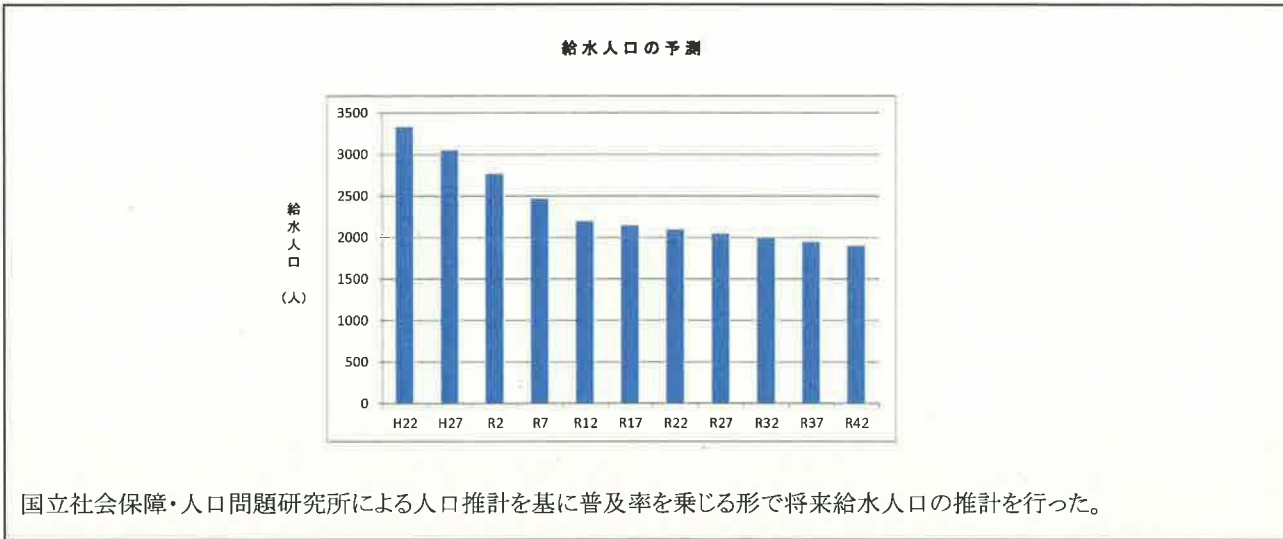
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

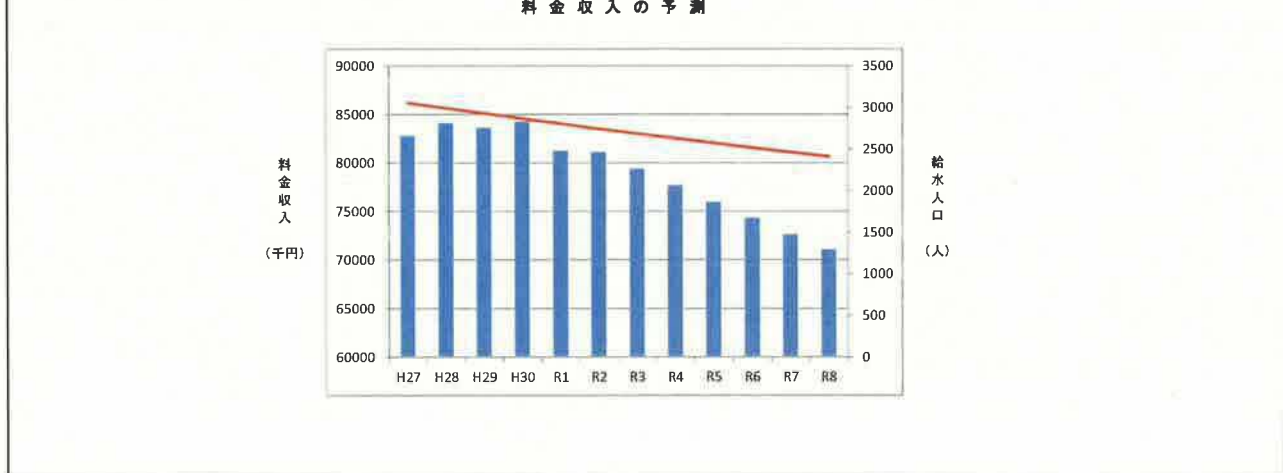


(2) 水需要の予測



(3) 料金収入の見通し

現行の料金体系のままでは、数年後には経常収支が赤字となり事業運営に支障をきたす恐れがあるため、歳出削減はもとより料金改定等の見直しも必要である。



(4) 施設の見通し

三谷地区(三俣・湯谷)・三原地区・小谷地区・田原地区における管路の更新整備が終了し、川本浄水場及び因原浄水場においては紫外線処理施設整備がH29年度で完了した。
その他の施設においては、未だ耐用年数(40年)に達していない施設が殆どであるが、昭和40年代に建設された施設の配水池(RC造)等については、今後更新時期に入ってくる事が考えられ、耐震化も含めそれぞれの地域の給水規模に見合った整備計画が必要である。

(5) 組織の見通し

現在、職員2名体制で行っているが、農業集落排水処理事業の業務も兼務しており、また、令和6年度からの公会計制度導入に伴い、今後の更新事業を進めていく上では増員が望ましい。

3. 経営の基本方針

川本町水道ビジョン(平成22年3月策定)に掲げている基本的な考え方である「安全で安定した水の供給」を実現していくため、水需要の動向を把握し、効率的な事業運営および健全な経営に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	令和6年度からの公会計導入に向け、令和2年度より固定資産調査・評価を実施し、今後は適正な資産管理の元で施設改良計画を実施。
-----	---

R2~R3: 固定資産調査・評価業務
R3~R4: 公会計システム構築業務、法適用移行事務支援業務
R5: 公営企業会計システム併行運用
R6: 公営企業会計スタート

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	水道料金収入については、未収分を極力抑えるとともに、老朽化に伴う施設改良等の更新については、有利な国庫補助事業を活用することで、企業債借入額を抑制し、長期的な更新計画による投資を行うことで資本費の平準化を図る。また、形式収支が赤字となる年度までに料金改定等の見直しについて考察が必要である。
-----	---

- ・簡易水道国庫補助事業…国庫補助率1/3
- ・簡易水道事業債…償還期間40年(うち、据置期間5年)
- ・過疎対策事業債…償還期間12年(うち、据置期間3年)
- ・辺地対策事業債…償還期間10年(うち、据置期間2年)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費…H31年度より、3名体制から2名体制へ削減
委託費…水道施設の維持管理業務委託については、毎年見直しを図り、適正な業務価格を計上することを基本とするが、計画上は現状維持。
修繕費…毎年同額を計上。
動力費…年間配水量に応じた額を計上。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	未検討
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	未検討(該当施設なし)
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	未検討
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	適正なアセットマネジメントにより、計画的な資本投資を行う。
広 域 化	島根県水道事業の連携に関する検討会に参加し、今後検討していく。
そ の 他 の 取 組	未検討

② 財源について検討状況等

料 金	給水人口の減少により、料金収入も減少し、R7年度において赤字に生じることから、今後は料金体制の見直しが必要である。
企 業 債	建設投資における有利な財源を確保し、簡易水道事業債と過疎対策事業債の併用を行う。
繰 入 金	未検討(現状維持)
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	未検討
そ の 他 の 取 組	—

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	未検討(現状維持)
修 繕 費	未検討(現状維持)
動 力 費	未検討(現状維持)
職 員 給 与 費	未検討(現状維持)
そ の 他 の 取 組	未検討(現状維持)

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度状況を把握し、3年毎に検証、更新 (第1回更新 R3. 3月)
-------------------------	---------------------------------------

経営比較分析表（令和元年度決算）

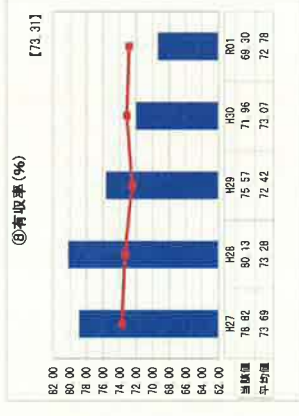
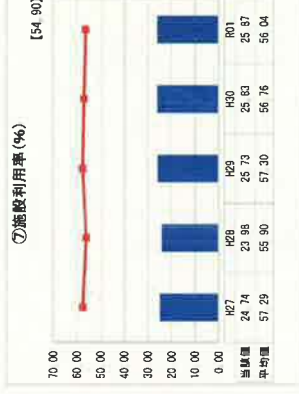
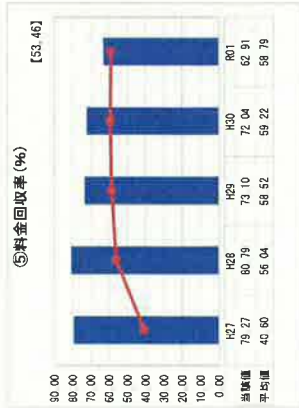
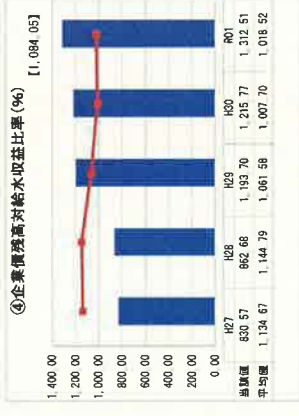
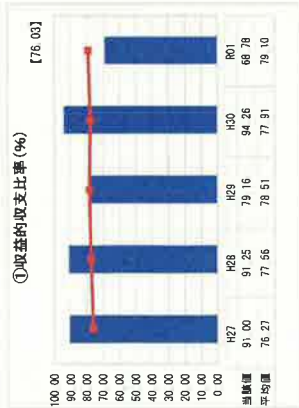
島根県 川本町

業務名	業種名	事業名	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり原価料金(円)
-	該当数値なし	88.19	4,180

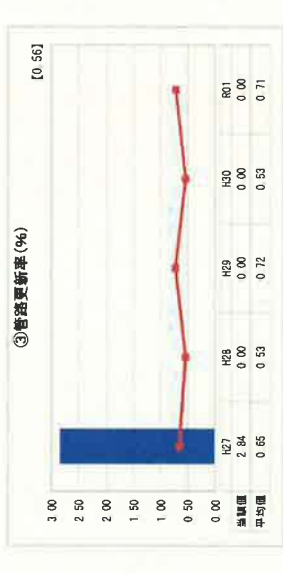
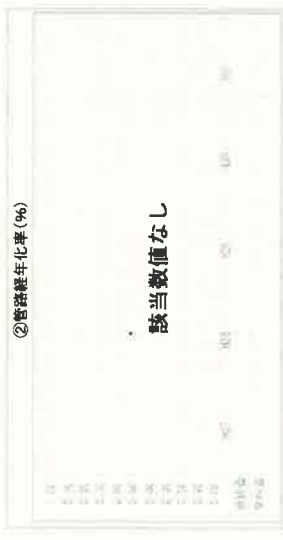
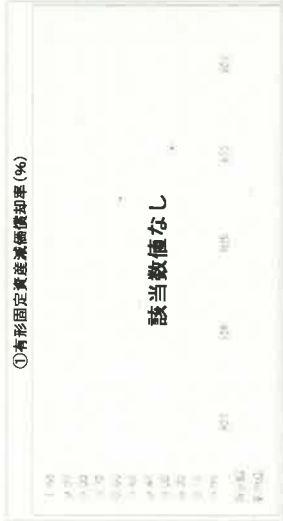
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,270	106.43	30.72
現在給水人口(人)	給水区画面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
2,844	14.85	191.52

グラフ凡例
■ 当該年度 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
[] 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 収益的収支比率が昨年に比べ大きく低下しているのは、営業収益（料金収入）と営業外収益（消費税返付金）が減少し、企業価値選別が増加したためである。今後とも、料金収入の減少と企業価値選別の増加に伴い収支比率が低下する見込みである。
 大きな減額改良事業は一段落したが、これまでに減額改良事業に伴う企業価値の増入に伴い企業価値高対給水収支比率は概ばい状態になると思われる。料金回収率が昨年より低下している原因は給水原価が増加したためである。営業費用における管線台帳整理に伴う委託料及び企業価値選別の増加によるものである。
 施設利用率は、類似団体と比べ低い状況となっており、これは、上下水道事業時稼働の配水能力が現在も変わらずはないものの、給水人口の減少によって配水量が以前に比べ低下しているからである。

2. 老朽化の状況について

管線については、概ね更新は完了しているが、今後更新時期を迎える施設（浄水場・配水池等）が多数存在しているため適切な更新計画を立てて行く必要がある。

全体概括

今後、給水収益が減少していく中において、施設更新の必要性を踏まえ、適切な更新計画を立てていく必要がある。そのためにも、今年度から実施している資産台帳整理を始め、公会計システム移行に伴い健全な水道事業運営に努めていく必要がある。また、施設利用率の低さからも、更新時におけるタワウンサイジングも視野に入れて行く必要がある。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	年												
		H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (本年度)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収入	1 総 収 益 (A)	90,505	95,041	94,980	90,547	110,200	88,827	90,373	89,250	87,104	85,154	83,258	81,429	79,642
	(1) 営 業 収 益 (B)	83,044	85,351	85,519	84,348	85,116	81,814	81,461	82,342	80,594	78,989	77,416	75,874	74,363
	ア 料 収 入	82,437	82,793	84,095	83,612	84,217	81,242	81,141	81,894	80,246	78,641	77,068	75,526	74,015
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	607	2,558	1,424	736	899	572	320	458	348	348	348	348	348
	(2) 営 業 外 収 益	7,461	9,690	9,461	6,199	25,084	7,013	8,912	6,908	6,510	6,165	5,842	5,555	5,279
	ア 他 会 社 収 入	5,441	5,306	5,171	4,964	5,081	4,832	4,680	4,284	4,010	3,665	3,342	3,055	2,779
	イ そ の 他	2,020	4,384	4,290	1,235	20,003	2,181	4,232	2,624	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	2 総 費 用 (D)	67,511	67,007	63,802	71,189	68,214	76,663	77,019	90,129	65,525	65,144	64,808	64,547	64,309
	(1) 営 業 費 用	56,437	57,215	54,160	55,600	58,616	67,468	68,191	82,029	57,958	58,228	58,502	58,781	59,065
ア 職 員 給 与 費	14,035	19,563	19,770	21,770	15,961	15,766	17,745	14,694	14,958	15,228	15,502	15,781	16,065	
イ そ の 他														
(2) 営 業 外 費 用	11,074	9,792	9,642	10,033	9,588	9,195	8,828	8,100	7,567	6,916	6,306	5,766	5,244	
ア 支 払 利 息	9,762	9,792	9,642	10,033	9,588	9,195	8,828	8,100	7,567	6,916	6,306	5,766	5,244	
イ そ の 他	41	39	114	842	98	114	74	74						
3 収 支 差 引 (A)-(D)	22,994	28,034	31,178	19,358	41,986	12,164	13,354	△ 879	21,579	20,010	18,450	16,882	15,333	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	222,767	156,550	141,266	504,582	177,195	253,988	80,257	111,446	60,318	70,043	69,423	60,255	55,953
	(1) 地 方 資 本 費 平 準 化 債 償	88,200	92,000	78,100	315,800	74,500	94,900	42,000	52,500	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	(2) 他 会 社 計 補 助 金	69,289	21,102	23,009	24,847	28,601	30,909	29,631	48,458	42,774	47,231	45,945	45,969	45,953
	(3) 他 会 社 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	60,000	39,940	38,260	150,116	64,795	90,009							
	(6) 工 事 負 担 金		116	1,897	4,370	9,299	20,972	2,904						
	(7) そ の 他	5,278	3,392		9,449		17,198	5,722	10,488	7,544	12,812	13,478	4,286	
	2 資 本 的 支 出 (G)	242,865	175,174	166,116	523,759	205,079	263,831	91,513	108,478	82,499	90,053	87,873	87,914	87,887
	(1) 建 設 改 良 費	204,708	137,736	125,830	480,563	156,387	211,356	40,482	31,460	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	38,157	37,438	40,286	43,196	48,692	52,475	51,031	77,018	72,499	80,053	77,873	77,914	77,887	
(3) 他 会 社 計 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 社 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G)	△ 20,098	△ 18,624	△ 24,850	△ 19,177	△ 27,884	△ 9,843	△ 11,256	2,968	△ 22,181	△ 20,010	△ 18,450	△ 27,659	△ 31,934	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (本年度)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収支再差引	(E)+(I)	2,896	9,410	6,328	181	14,102	2,321	2,098	2,089	△ 602	0	0	△ 10,777	△ 16,601
積立金	(K)	2,972	3,734	2,818	3,988	13,073	3,211	2,098	2,089					
前年度からの繰越金	(L)	1,444	523	760	4,270	463	1,492	602	602	602				
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	1,368	6,199	4,270	463	1,492	602	602	602	△ 0	0	0	△ 10,777	△ 16,601
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支黒字	(P)	1,368	6,199	4,270	463	1,492	602	602	602					
(N)-(O)	(Q)									△ 0	0	0	△ 10,777	△ 16,601
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												△ 0.14	△ 0.22
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	0.86	0.91	0.91	0.79	0.94	0.69	0.71	0.53	0.63	0.59	0.58	0.57	0.56
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	83,044	85,351	85,519	84,348	85,116	81,814	81,461	82,342	80,594	78,989	77,416	75,874	74,363
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	633,095	687,657	725,471	998,075	1,023,883	1,066,308	1,057,277	1,032,759	970,260	900,207	832,334	832,293	764,447

○他会計繰入金

(単位:千円、%)

区分	年度	H26 (決算)	H27 (決算)	H28 (決算)	H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (本年度)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的収支分		5,441	5,306	5,171	4,964	5,081	4,832	4,680	4,284	4,010	3,665	3,342	3,055	2,779
うち基準内繰入金		5,004	4,876	4,764	4,596	4,745	4,540	4,414	4,050	3,783	3,458	3,153	2,883	2,622
うち基準外繰入金		437	430	407	368	336	292	266	234	227	207	189	172	157
資本的収支分		69,289	21,102	23,009	24,847	28,601	30,909	29,631	48,458	42,774	47,231	45,945	45,969	45,953
うち基準内繰入金		18,079	18,719	20,143	21,598	24,346	26,237	25,515	38,509	36,249	40,026	38,936	38,957	38,943
うち基準外繰入金		51,210	2,383	2,866	3,249	4,255	4,672	4,116	9,949	6,525	7,205	7,009	7,012	7,010
合計		74,730	26,408	28,180	29,811	33,682	35,741	34,311	52,742	46,784	50,896	49,287	49,024	48,732